

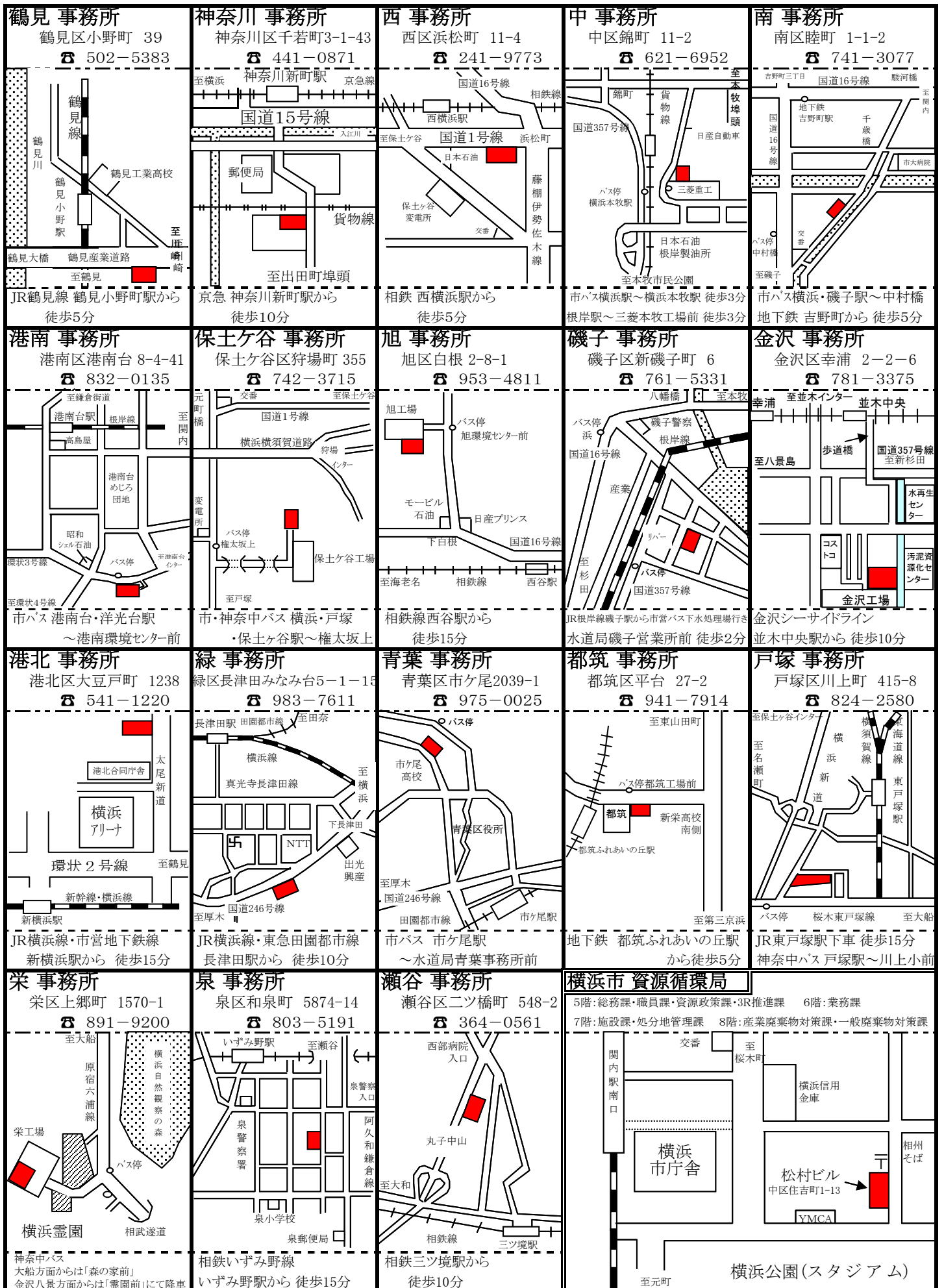
(別紙1)

協 議 先 一 覧

設置する区	協議先		
	名称	住所	電話番号
鶴見区	鶴見事務所	鶴見区小野町39	502-5383
神奈川区	神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	441-0871
西区	西事務所	西区浜松町11-4	241-9773
中区	中事務所	中区錦町11-2	621-6952
南区	南事務所	南区睦町1-1-2	741-3077
港南区	港南事務所	港南区港南台8-4-41	832-0135
保土ヶ谷区	保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	742-3715
旭区	旭事務所	旭区白根2-8-1	953-4811
磯子区	磯子事務所	磯子区新磯子町6	761-5331
金沢区	金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	781-3375
港北区	港北事務所	港北区大豆戸町1238	541-1220
緑区	緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	983-7611
青葉区	青葉事務所	青葉区市ヶ尾町2039-1	975-0025
都筑区	都筑事務所	都筑区平台27-2	941-7914
戸塚区	戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	824-2580
栄区	栄事務所	栄区上郷町1570-1	891-9200
泉区	泉事務所	泉区和泉町5874-14	803-5191
瀬谷区	瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548-2	364-0561

問い合わせ先：資源循環局業務課 TEL 671-2535

# 資源循環局事務所案内図



年 月 日

# ごみ集積場所 ( 新設 ・ 変更等 ) 申請書

横浜市資源循環局 収集事務所長

利用者及び近隣住民と十分協議しましたので、ごみ集積場所を申請します。

申請者 (代表)	名 称
	住 所
	氏 名 <span style="float:right">Ⓜ</span>
	電話番号

受付番号	—	受付者	
申請集積場所	旧所在地	区	マンション等 名称
	新所在地	区	マンション等 名称
	世帯数	一戸建て 世帯	共同住宅等 (ファミリー・ワンルーム) 世帯
	自治会等	自治会・町内会	
	内 容	新設 ・ 移動 ・ 分散 ・ 廃止 ・ その他( )	
	形 態	折りたたみネットBOX・飛散防止ネット・バケツ・専用BOX・コンテナ・その他( )	
	開始希望日	年 月 日( 曜日)	
	備考		
同意欄※	Ⓜ	会長	Ⓜ 環境事業 推進委員 Ⓜ

※集積場所が家の前にある場合は、必要に応じて同意する旨の署名、押印をいただく場合があります。

* 収集曜日							現場確認	申請者連絡	地図ページ	
燃(前)		プラ		古紙	---	回目	曜日	/	/	—
燃(後)		缶・びん								

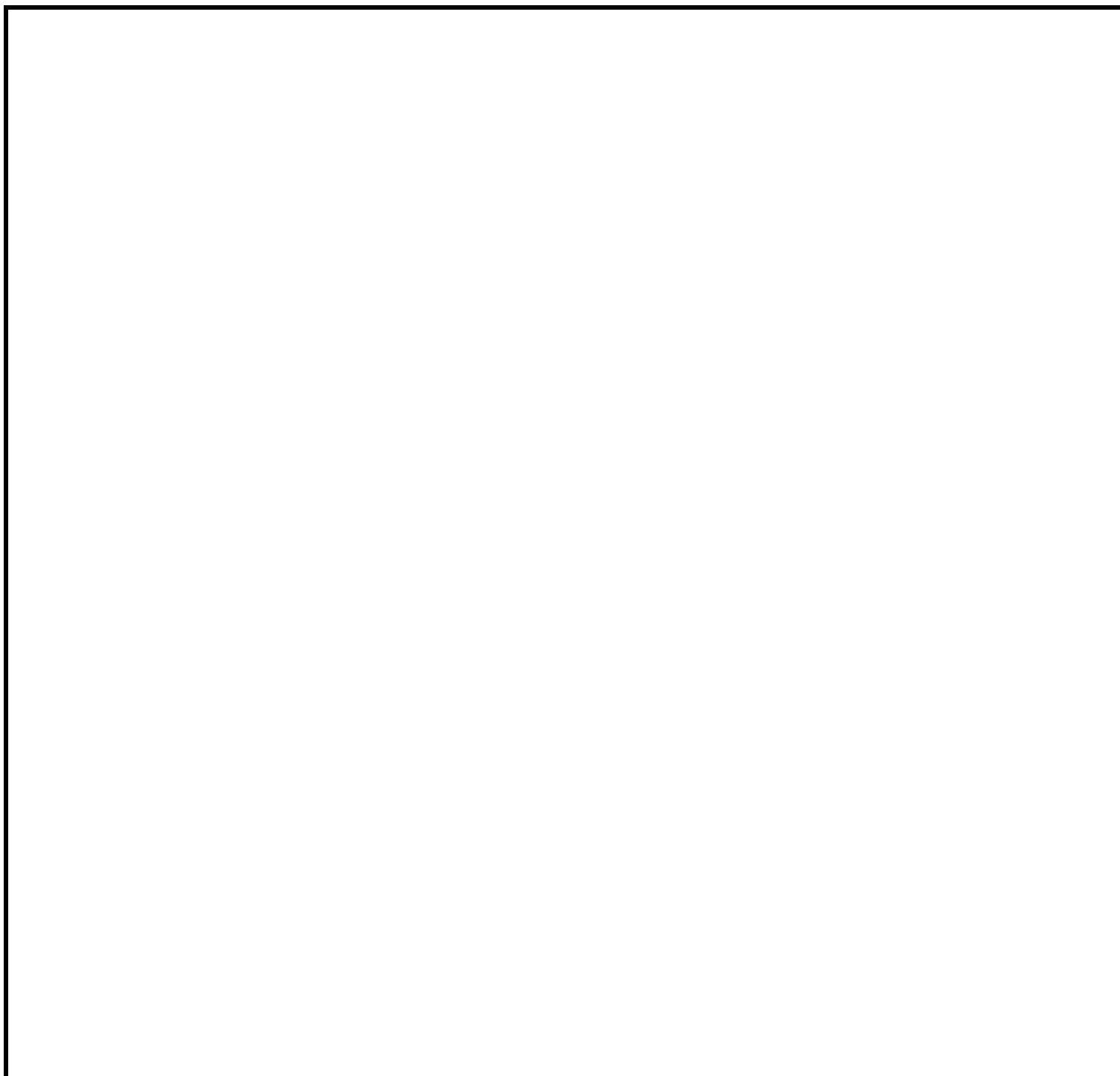
- ①申請者欄及び太枠内は、すべてご記入ください。(裏面の略図には、利用世帯すべて記入。)
- ②集積場所の選定についてはごみ集積場所設置基準に基づき、**利用される方々の総意により居住している範囲内**で選定していただき、収集作業上支障がなければ、ごみ集積場所として収集することとしております。
- ③利用世帯数については、1箇所当たり10～30世帯程度が基準となります。
- ④輪番制を採用する場合は、設置基準に基づき変更するサイクルを1年以上としてください。
- ⑤開始希望日の**1ヶ月前までに提出してください。**
- ⑥記載事項に疑義が生じた場合は、取り消す場合があります。
- ⑦申請は、郵送または、持参してください。

裏面あり

直近の略図

○現在 ◎希望場所

\*備考



※地図を別紙で添付する場合は、「直近の略図」欄に別添とご記入ください。

○ 提出書類一覧

(別紙3)

	開発行為				その他
	戸建住宅		共同住宅		
	10戸以上	10戸未満	10戸以上	10戸未満	
ごみ集積場所（新設・変更等）申請書	1部	1部	1部	1部	1部
新規住宅建築等調査受付表	2部 <sub>※1</sub>	2部 <sub>※3</sub>	2部	2部 <sub>※3</sub>	—
開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議申出書	1部	—	—	—	—
案内図（付近見取り図）（1/2,500 地形図）	3部 <sub>※2</sub>	2部 <sub>※3</sub>	2部	2部 <sub>※3</sub>	—
土地利用計画図（1/300～1/500）	3部 <sub>※2</sub>	2部 <sub>※3</sub>	2部	2部 <sub>※3</sub>	—
ごみ集積場所詳細図	3部 <sub>※2</sub>	2部 <sub>※3</sub>	2部	2部 <sub>※3</sub>	—

上記は、通常の手続きに必要な書類となりますので、開発行為で変更等がある場合は、要綱をご確認ください。

※<sub>1</sub>資源循環局収集事務所に提出してください。

※<sub>2</sub>資源循環局業務課、資源循環局収集事務所及び建築局に1部ずつ必要となります。

※<sub>3</sub>開発区域内にごみ集積場所を設ける場合に必要となります。

## 新規住宅建築等調査受付表

事務所【No. \_\_\_\_\_】

受付印

受付日 年 月 日( ) 受付者[ ]

名称	( 賃貸・分譲 )		
所在地	横浜市	区	町 丁目 番地
世帯数	一戸建	世帯	
	共同住宅等	ファミリー	世帯 ワンルーム 世帯
集積場所面積	一戸建	m <sup>2</sup> × 箇所	
	共同住宅等	m <sup>2</sup> × 箇所 ( 階建 棟)	
収集方法	ポリ容器・袋収集	明細地図	P. _____
店舗等	有・無 (事業系ごみは許可業者に収集を依頼することが原則です。)		
入居時期	年 月 日 予定		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
設計(設計者)	来庁者		連絡先 TEL
施主	連絡先 TEL		
管理会社	管理人 有・無 連絡先 TEL		

## 1 添付書類

次の図面を各2部ずつ添付してください。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図 (ごみ集積場所の立面図を含む)

## 2 設置基準

「集積場所設置基準」(平成16年9月1日制定)に基づき設置してください。

## 3 その他の確認事項

- (1) 建築計画を事前に近隣住民に説明し、トラブルのないようごみ置場の位置等についても十分に説明し、理解を得るようにしてください。
- (2) 事前協議や設計に変更があった場合は、速やかに再協議してください。
- (3) 一時多量ごみ、及び引っ越しごみは、自己処理または管理者の責任において処理してください。
- (4) 入居1カ月前に、ごみ集積場所申請書(別紙4)を持参し、必ず来所してください。
- (5) 後日のトラブル防止のため、上記の項目を施主及び管理会社に必ず引き継いでください。
- (6) 完成後のごみ集積場所について協議事項と違う場合、収集出来ないこともあります。

【その他協議事項】

---



---



---



---